	四　石油コンビナート等災害防止法第五条第一項の規定に適合していることを証する書類 五　土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 六　土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
冷蔵倉庫	一　食品衛生法施行令第三十五条第十七号に掲げる営業に係る食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けていることを証する書類 二　警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類

（倉庫の施設及び設備に関する法令の規定）

第二条　（略）

一～二　（略）

三　規則第三条第七号に掲げる倉庫にあっては、次に掲げる規定

イ～ヘ　（略）

四　規則第三条第八号に掲げる倉庫にあっては、次に掲げる規定

イ～ニ　（略）

（一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等）

第八条　（略）

一・二　（略）

三　危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く。）、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であつて倉庫の外壁から十メートル未満の範囲に存在するもの（以下「危険物等取扱施設」という。）

2　（略）

（一類倉庫の防犯措置）

第十条　（略）

一　（略）

（削る）

（削る）

二　倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。

三　（略）

（倉庫の施設及び設備に関する法令の規定）

第二条　（略）

一～二　（略）

三　第三条第七号に規定する倉庫にあっては、次に掲げる規定

イ～ヘ　（略）

四　第三条第八号に掲げる倉庫にあっては、次に掲げる規定

イ～ニ　（略）

（一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等）

第八条　（略）

一・二　（略）

三　消防法第二条第七項に定める危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く。）、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であつて倉庫の外壁から十メートル未満の範囲に存在するもの（以下「危険物等取扱施設」という。）

2　（略）

（一類倉庫の防犯措置）

第十条　（略）

一　（略）

二　侵入のおそれのある開口部には鉄格子を設ける等当該開口部からの侵入を防ぐ措置が講じられていること。

三　夜間、倉庫の出入口において二ルクス以上の照度が確保できるように屋外に照明が設けられていること。

四　倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法（昭和四十年法律第百十七号）第二条第五項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。

五　（略）